米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令の一部を改正する省令案（概要）

令和８年 11 月
農 林 水 産 省

Ⅰ．改正の趣旨

第221回国会で成立した主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第55号。以下「改正法」という。）により、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号。以下「法」という。）を改正し、

① 米穀の備蓄の定義におけるその保有目的の見直し
② 米穀の出荷若しくは販売又は米穀を原材料とする飲食料品であって政令で定めるものの加工、製造若しくは調製の事業であって一定規模以上の事業を行う者（以下「米穀等取扱事業者」という。）における名称、所在等の届出の求め及び在庫数量等の定期報告
③ 政府備蓄の売渡先の見直し、米穀等取扱事業者による米穀の円滑な流通の確保に資する措置、米穀の生産調整方針に係る規定の廃止等、米穀価格形成センターの廃止
④ 大規模な米穀の出荷又は販売の事業を行う者（以下「出荷販売事業者」という。）に対して、基準量以上の米穀の常時保有の義務付け等を内容とする民間備蓄の創設

等の措置を講ずることとしている。

これを踏まえ、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号）について所要の改正を行う。

Ⅱ．改正の概要

１ 米穀の円滑な流通の確保に資する措置（第４章関係）

（１）法令の遵守（第10条関係）

出荷販売事業者は、その事業の用に供する米穀について、自らが管理する米穀の数量を正確に把握し、その数量が法第９条第１項又は第47条第１項に規定する規模以上であるものは、これらの規定による届出又は法第11条第１項の規定による報告を適切に行うことその他の事項に関する法又は法に基づく命令を遵守しなければならないこととする。

（２）米穀の品質を保持するための必要な措置（第11条関係）

出荷販売事業者は、次に掲げる措置を講ずることにより、米穀の品質を保持するために必要な管理に努めなければならないこととする。

① その事業の用に供する米穀の運送、入出庫及び保管の際に、その米穀が出荷、販売、加工、製造又は調製の用に適する状態にあることを確認するとともに、これらの用に適する状態を保つために必要な措置を講ずること。

② その事業の用に供する米穀の品質に変化又は異常が生じた米穀は、直ちに他の米穀と区分して保管すること。

③ その事業の用に供する米穀の管理を第三者に委託する場合には、次に掲げる措置を講ずること。

・ 委託を受けた米穀を①及び②の措置を講ずることにより適切に管理する能力を有する者に、その管理を委託するための措置

・ 当該管理の委託を受けた者におけるその管理の状況を定期的に又は必要に応じて確認し、①及び②の措置が講じられていないと認められるときは、必要に応じ改善させること、他の適切な第三者に当該管理を委託すること、当該管理の委託に係る契約の変更又は解除をすることその他の必要な措置

（３）相手方の確認（第12条関係）

出荷販売事業者は、常時取引関係のない者に米穀の出荷又は販売を行うときは、その相手方に対し、その者が法第９条第１項又は第47条第１項の規定による届出を行った者であること及び（２）の措置を講じていることの確認を求めるよう努めなければならないこととする。

（４）情報の提供（第13条関係）

（３）の確認の求めを受けた者は、法第９条第１項又は第47条第１項の規定による届出の有無（当該届出をしている場合は、当該届出をした年月日を含む。）、（２）の措置その他必要な情報を当該求めをした者に提供しなければならないこととする。

２　米穀の持続的な供給に資する取引の実施のための体制整備（第５章関係）

出荷販売事業者は、法第８条に規定する米穀の持続的な供給に資する取引の実施が図られるよう、米穀の出荷又は販売の事業に従事する役員、従業員その他の者により、法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適

正化に関する法律（平成３年法律第59号）、物資の流通の効率化に関する法律（平成17年法律第85号）その他の米穀の取引又は価格に係る関係法令が遵守されるよう必要な研修、教育その他の措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

３　このほか、生産調整方針関連規定の削除、用途限定米穀についてその用途に応じて行う表示に係る規定の見直し等の所要の改正を行う。

Ⅲ．施行日

改正法の施行の日（令和９年４月１日）